

仙台市立中山中学校文化体育振興会会則

- 第 1 条 本会は、仙台市立中山中学校文化体育振興会と称し、事務局を同校内におく。
- 第 2 条 本会の会員は次のとおりとする。
- 1 仙台市立中山中学校生徒の父母、または、これを代行するもの。
 - 2 本会の趣旨に賛同するもの。
- 第 3 条 本会は、仙台市立中山中学校生徒の文化・体育活動の支援を目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
- 1 文化・体育活動に関する大会、行事における支援
 - 2 文化・体育活動の充実にむけての用具等に関する援助
 - 3 その他、本会の目的達成に必要な事業
- 第 5 条 本会に次の役員をおき、任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。
- | | | | | | |
|------|-----|-------|----|------|----|
| 1 会長 | 1名 | 2 副会長 | 3名 | 3 参与 | 1名 |
| 4 顧問 | 若干名 | 5 事務長 | 1名 | 6 会計 | 2名 |
| 7 書記 | 2名 | 8 幹事 | 2名 | 9 監事 | 2名 |
- 第 6 条 役員職務を、次のとおりとする。
- 1 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
 - 3 事務長は、本会の事務を統括する。
 - 4 幹事は、本会の庶務および運営に協力する。
- 5 会計および書記は、本会の会計、事務を処理する。
- 6 監事は、本会の会務および会計を監査し、その結果を総会に報告する。
 - 7 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じる。
 - 8 参与は、本会の活動に参画し、会議に出席して意見を述べるができる。
- 第 7 条 本会役員は、総会において承認されたPTA役員が当たる。
- 第 8 条 本会の会議は、総会および役員会とし、会長が招集する。
- 2 会議は、構成員の2分の1以上の出席（委任出席を含む）がなければ開くことができない。
 - 3 会議の議決は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長が決するところによる。
- 第 9 条 総会は、本会の最高議決機関とし、会員をもって構成する。
- 2 定期総会は、毎年年度初めに開催し、次の事項を討議する。
 - 1) 会則の改正に関する事
 - 2) 事業の計画および報告に関する事
 - 3) 会計の予算および決算に関する事
 - 4) 役員選出に関する事
 - 5) その他、会の運営に関する重要な事項
 - 3 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または、会員の3分の2以上から要求があったときに開催する。
 - 4 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
- 第 10 条 役員会は、第5条で定めた役員で構成する。
- 2 役員会は、会長が必要に応じて開催し、会長が議長となる。
 - 3 役員会においては、次の事項を討議する。
 - 1) 総会の議案に関する事
 - 2) 会の運営および事業の実施に関する事
 - 3) その他会長が必要と認めた事項
- 第 11 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
 - 3 会費は、会員一家庭につき年額4,300円とする。
徴収月日は、総会において定める。

附 則

この会則は、平成20年4月19日より施行する。
平成23年4月22日より一部改正する。
平成30年4月14日より一部改正する。